

## 人材紹介に関する契約書

株式会社〇〇(以下「甲」という)と株式会社アールディ・フィールズ沖縄(以下「乙」という)は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

### 第1条(目的)

甲は乙に対して、甲の人材採用に関するコンサルティング及び人材紹介業務(以下「本件業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条(紹介)

1. 甲は乙に対し、原則として書面又は電磁的方法により求人条件等を予め提示するものとする。  
2. 乙は、紹介条件に適合する可能性のある人材(以下「候補者」という)のうち、甲と雇用契約等を締結する意思があり、かつ、甲の社風等紹介条件以外の条件も加味して適切と判断した候補者を、甲に対して紹介する(以下、甲に紹介した候補者を「応募者」という)。

### 第3条(選考)

1. 甲は、乙が前条により紹介した応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者と雇用契約等を締結する。なお、乙は甲に対して適宜必要な助言を行う等、選考・採用が円滑に行われるよう支援を行うものとする。  
2. 甲は、前項により採用を決定した応募者と雇用契約を締結するにあたっては、あらためて労働条件等を明示する書面を当該応募者に交付するものとする。  
3. 甲は第1項に基づき応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合、乙に対して、雇用契約等を締結することを決定した事実を確認する書面又はこれにかわる文書(以下「内定確認書」)を書面又は電子メールで交付するものとする。

### 第4条(報酬)

1. 甲は、乙が紹介した応募者と雇用契約等を締結し、応募者が甲に入社するに至った場合、報酬として、当該応募者の年収換算分(月次給与の12ヶ月分、通勤費や残業手当等の変動費分を除く諸手当および、賞与・一時金・毎月固定で支払われる残業代を含む。)の30%(消費税別)を乙に支払うものとする。  
2. 応募者が甲へ入社後、応募者本人の都合による退職又は本人の責に基づく理由による解雇によって雇用契約等が終了した場合は、乙は受領した報酬の一部を以下の条件で甲に返還するものとする。  
業務開始日から起算して1ヶ月以内:報酬の80%相当額  
業務開始日から起算して1ヶ月超え、3ヶ月以内:報酬50%相当額  
業務開始日から起算して3ヶ月超え6ヶ月以内:報酬の10%相当額  
業務開始日から起算して6ヶ月超え:返金は無し  
3. 乙は甲に対して、応募者が甲に入社後、速やかに本条第1項に定める報酬を請求し、甲は入社月の翌月末日までに、請求された報酬及びその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に支払うものとする。なお振込手数料は甲の負担とする。

### 第5条(応募者に関する事項)

1. 甲は、職務経歴書、履歴書その他の応募関連書類は、応募者本人の責任において作成されており、その内容について乙が保証するものではないことを予め了承するものとする。  
2. 甲は、応募者が本サービスの求人掲載等以外の手段により求人企業への求職活動を行い、あるいは、本サービスの求人掲載等を使用し、同時に複数の求人企業への求職活動を行う可能性があることを予め了承するものとする。

### 第6条(甲の義務)

1. 甲は、本契約の有効期間中、原則として乙に通知をすることなく、応募者と直接連絡をとり、又は応募者と雇用契約等を締結してはならない。応募者の選考が終了した後であっても、乙から紹

介を受けた日より1年間は、当該応募者と直接連絡をとる場合には、甲は事前に乙に対してその旨を通知するものとする。

2. 乙から紹介を受けた応募者より甲に対して別の手段で応募があった際は、甲は乙に対してその旨を直ちに報告し、先に応募事実があった手段を有効とするものとする。

3. 甲は、乙に対し、応募者の内定承諾等があった場合には5営業日以内に(但し、応募者による内定承諾等から入社日までの期間が5営業日以内の場合には入社日までに)、第4条に定める報酬の返還を伴う応募者の退職が発生した場合には退職届受理日から1ヶ月以内に、その旨の報告を行い、追ってそれを証する書面を提出するものとする。

#### 第7条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

2. 前項の場合、応募者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更され、又は本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時における契約条件が適用されるものとする。

#### 第8条(譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとする。

#### 第9条(個人情報の取扱い)

1. 乙は、応募者の事前の承諾を得た範囲で応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報(以下「個人情報」という。)を甲に対して提供するものとする。但し、応募者の病歴などの個人情報については、当該応募者から別途明示的な承諾を得ない限り、乙は甲に対して提供しないものとする。

2. 甲は、乙の紹介した応募者を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該応募者の個人情報について、複製物を含め直ちに乙に返還するか、乙の求めに応じて廃棄をしなければならない。

#### 第10条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、相手方によって開示されたまたは本契約の履行ないし本業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報および本業務の成果物に含まれる情報(以下、「本件秘密情報」という)を秘密として取扱うものとし、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならないものとし、かつ本業務の遂行以外の目的のために使用してはならないものとする。

2. 前項の秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。

(1) 相手方による開示または提供以前に、公知となっている情報。

(2) 相手方による開示または提供の時点において、すでに自己が所有していた情報

(3) 相手方による開示または提供の後に、自己の契約違反、不作為、懈怠または過失等によらずに公知となった情報

(4) 相手方から開示または提供されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報

(5) なんらの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得または開示された情報

3. 甲及び乙は、本件秘密情報を複製または複写しようとする場合には、相手方の事前の承諾を得るものとする。

4. 本契約が終了した場合には、甲及び乙は、本件秘密情報及び前項のもとに作成されたそれらの複製物または複写物を遅滞なく相手方に返還又は破棄するものとする。

5. 甲及び乙は、本契約が終了した場合には、本件秘密情報を使用することはできない。

6. 本条による秘密保持義務は、本契約終了後も引き続き有効に存続するものとする。

#### 第11条(反社会勢力排除条項)

- 1.甲ならびに乙は、他方当事者に対し、本契約締結時において自ら(当事者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的経営支配者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来も該当しないことを確約する。
- 2.甲ならびに乙は、他方当事者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3.甲ならびに乙は、他方当事者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告を要せず本契約を解除できる。
- 4.甲または乙が、前項の規定により、本契約を解除した場合、解除した当事者はこれによる他方当事者の損害を賠償する責を負わない。

#### 第12条(解除等)

- 1.甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、相手方に書面で通知することにより直ちに本契約及び/又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1)本契約又は個別契約に違反し、その是正を求める通知を受領後7日以内に当該違反の是正及び当該違反に基づく損害の賠償をしない場合
  - (2)支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
  - (3)振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (4)仮差押え、仮処分、差押え又は競売の申立てを受けたとき
  - (5)公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (6)解散(合併による場合を除く。)、清算、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき
  - (7)監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
  - (8)資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (9)その他相互の信頼関係を破壊する事情があったとき
2. 前項の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### 第13条(疑義の処理)

本契約に定めのない事項又は本契約の履行にあたり疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意を持って協議し、円満解決にあたるものとする。

#### 第14条(合意管轄)

本契約に関する争訟は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲

乙 沖縄県那覇市泉崎1丁目20番1号  
株式会社アールディ・フィールズ沖縄  
代表取締役 宮城 敦